



令和3年度（一般住宅：断熱改修窓）

豊島区エコ住宅普及促進費用助成金のご案内②

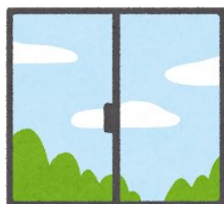
豊島区では、地球環境の保全を目的とし、地球温暖化の進行に影響の大きいCO₂削減に配慮した、住宅用の新エネルギー・省エネルギー機器等を導入する方に対し、設置にかかる費用の一部を助成します。

助成対象となるもの

◆断熱改修窓

（新築・増築に伴う新設は対象外）

※その他の助成金については「豊島区エコ住宅普及促進費用助成金のご案内①」をご覧ください。



助成金交付申請受付期間

令和3年4月1日～

令和4年1月31日（必着）

※期間内であっても予算の範囲を超えた時点で受付終了

※受付状況は豊島区ホームページに掲載



スマートフォンからは2次元コードをご利用ください

助成要件

以下の全ての要件を満たす個人が対象です。

- ◇豊島区内において、自ら居住または居住予定（完了報告時には住民登録が確認できること）の住宅に、新たに対象機器を設置する方（賃貸借等の住宅の場合は、当該住宅の所有者から機器設置に係る同意が必要）
- ◇導入する設備の設置工事等の契約者であり、領収書の名義人である方
- ◇機器設置工事開始前に助成金の交付申請を行い、交付決定後に機器設置工事を開始すること
- ◇設置する機器が未使用のものであること（中古品及びリース等の設置は、助成対象外）
- ◇同一年度内かつ同一世帯内において、同じ助成対象機器で助成を受けていないこと（助成申請は、同一年度内かつ同一世帯内において助成対象機器ごとに一回限り）
- ◇令和4年3月15日（必着）までに機器設置工事に係る完了報告書類を提出すること

助成金申請にあたっての注意

- ◇必ず、対象機器の着工前に交付申請書の提出が必要です。工事途中並びに工事終了後の申請は認められませんのでご注意ください。
- ◇申請後に機器の変更等がある場合は、着工前に設置機器等変更届の提出が必要です。届出なく工事や設置等を開始した場合、助成金の支払いができなくなります。
- ◇この申請に係る書類に押印する印鑑は、全て同じものをお使いください。また、スタンプ印は使用しないでください。
- ◇申請書類等に記入する際は、鉛筆・修正液・消せるボールペン等を使用しないでください。
- ◇申請時、完了報告時に添付する写真はカラーで鮮明なものをお願いします。印刷が粗いものやかすれているものなどでは状況が確認できないため受付できないことがあります。
- ◇「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないもの、また設置機器に直接必要のない付属品及びそれにかかる工事費等は、助成対象経費と認められません。

SDGsの実現に向け、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指します。

SDGs未来都市豊島区



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

断熱改修窓

助成対象要件

一居室単位での施工であり、既存の単板ガラス窓を、複層ガラス又は二重窓に改修工事をするものであること。
上記と同時に施工する非居室（風呂、玄関、廊下等）も助成対象とします。

助成金額

機器設置費用の4分の1（上限10万円）

◆「機器設置費用」とは、「機器費」と「設置費用」の合計額とし、消費税は含まないものとする

「機器費」→機器本体及び関連部材の購入費

「設置費用」→工事に係る人件費、運搬費、旧機器や廃材の処分費等

設置費用が機器費を超えた場合、設置費用は機器費と同額までとし、その合計を助成対象となる「機器設置費用」とする

◆助成対象経費と認められないもの

「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないもの、設置機器に直接必要ない付属品及びそれにかかる工事費等

申請書類		HPで ダウンロード可
1	助成金交付申請書 ・鉛筆、修正液、消せるペンでの記入はしないでください ・押印を忘れずに。（スタンプ印は不可）	○
2	機器の設置に係る見積書とその内訳書の写し（内訳・明細がわかるもの） ・助成金の計算基礎となるものです。できるだけ内訳が詳細なものを作成してください。 ・助成対象の窓ガラス等の品名・仕様と設置予定箇所が平面図と照合できるように記してください。	
3	機器が助成対象要件を満たすことが確認できる仕様書・パンフレット等	
4	設置計画図面 ・設置する建物の平面図に、設置予定箇所がわかるように記してください。	
5	着工前の現況写真（カラーのもの） ・設置予定箇所全ての写真が必要です。 ・カーテンや障子を取り外して窓全体がはっきり写っているものを用意してください。 ・計画図面と番号等で照合ができるようにしてください。	
6	申請者と住宅所有者が異なる場合は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者の同意書（「機器設置工事同意書」）	○
7	申請者以外にも住宅所有者（共有名義等）がいる場合は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者全員の同意書（「機器設置工事・助成金交付申請同意書（共有名義用）」）	○
8	マンションの窓を改修する場合（内窓設置を除く）は、申請者が改修を行うことが認められていることを確認できる管理規約等の書類（管理規約、管理組合の承諾書等）	
9	区長が必要と認める書類	

「一居室」単位での施工が必要です

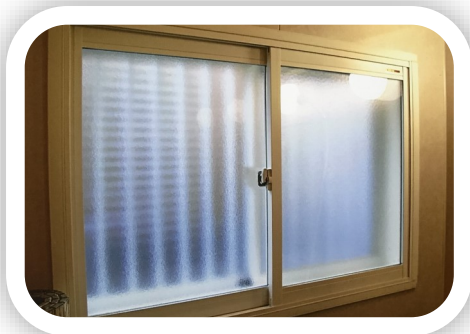


「一居室」に窓が複数ある場合は、その居室にあるすべての窓の改修が助成の要件となります。

左のような間取りの住宅の場合…

- * 部屋Aは窓が1箇所なので、1箇所の施行で助成対象となります。（窓①）
- * 部屋Bは窓が2箇所なので、2箇所とも施工をすると助成対象となります。（窓②と③）
- * 和室とリビングのように二間続きの場合、ドアやふすまなどの間仕切りがあり、それぞれが独立した居室となるのであれば、リビング（窓④）と和室（窓⑤）は居室ごとに助成対象となります。
ただし、通常、ふすまなどを開けて2居室を1空間として使用している場合は、窓④と窓⑤を同時に施工することが効果的です。
- * 非居室である風呂の窓⑥は、一居室と同時に施工すると助成対象となります。

写真はカラーで鮮明なものをお願いします



現況、完了後の写真を撮る際は、カーテンや障子は取り外して、窓全体がサッシまではつきり写るように撮影してください。

完了報告時には、施工途中の写真も提出いただきます。
作業中の様子を撮影してください。



その他 ご注意いただきたいこと

- ◆ 交付申請後～着工までの間に設置機器の機種の変更や金額の変更等があった場合は、着工前に必ず「設置機器等変更届」の提出が必要です。届出なく着工した場合、助成金の支払いができなくなります。
- ◆ 施工完了後はお早めに完了報告書の提出をお願いします。完了報告時に必要な書類とのご案内は交付決定通知書と一緒に送ります。
- ◆ 本助成制度は、国及び東京都が併用を禁止していなければ、それらの補助金と併用可能です。

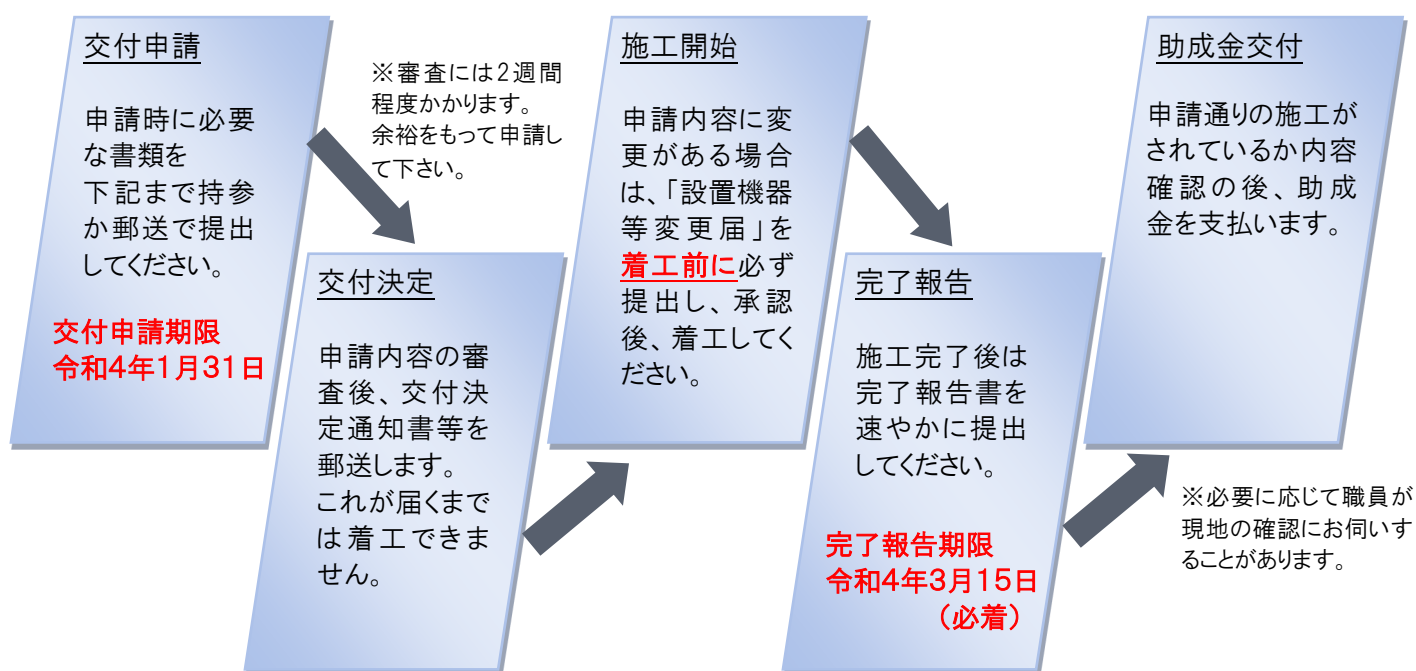
完了報告時の提出書類等

1	完了報告書	} 交付決定通知と一緒に申請者あてに郵送します ※区ホームページからダウンロードも可
2	区指定の口座振替依頼書	
3	機器の設置に係る「領収書の写し」と「領収金額の内訳がわかるもの」 (あて名が申請者名であること)	
4	施工途中と施工後の写真 (設置箇所が全て確認でき、申請時の計画図面と照合ができるもの)	

その他区長が必要と認める書類を求める場合があります。

- ◆提出いただく写真はカラーで鮮明なものをお願いします。また、暗いものやかすれているものなど、客観的に状況の判別ができないものは受理できません。

申請から助成金交付までのながれ



助成金の交付は完了報告書類の提出時期により異なります

	完了報告書の提出時期	助成金支払い予定時期
1回目	令和3年4月1日～10月1日到着分	令和3年11月中旬
2回目	令和3年10月2日～令和4年1月4日到着分	令和4年2月中旬
3回目	令和4年1月5日～3月15日到着分	令和4年4月下旬

(注意) 交付決定を受けていても、**令和4年3月15日(必着)**までに完了報告書類の提出がない、もしくは住民票の異動がされない場合、助成金は交付されません。

【申請・問い合わせ先】

豊島区 環境清掃部 環境政策課 事業グループ

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所6階

電話：03-3981-2771 FAX：03-3980-5134

助成制度の情報は、豊島区ホームページ（ホーム>まちづくり・環境・産業>自然・エネルギー>エコ住宅支援）に掲載しています。

豊島区は
COOL CHOICEに
賛同しています

